明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○有線電気通信設備令施行規則の一部を改正する省令（総務六七）　一
○特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令（経済産業七四）　一
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務三一九）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三二〇）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同三二一）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三二二、三二三）　三
○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関するレーザー兵器に関する議定書（議定書Ⅳ）への締約国の追加に関する件（外務二一〇）　三
○エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二一一）　四
○相互の防衛調達に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する件（同二一二）　四
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境九）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通八一九）　六
○関西国際空港及び大阪国際空港について告示した事項に変更を加えた件（同八二〇）　六
○関西国際空港及び大阪国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同八二一）　六
○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき船級協会の登録を更新した件（同八二二）　六
〔国会事項〕　三
〔人事異動〕
内閣　三
〔叙位・叙勲〕　三
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕
官庁事項　三
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　四
法　務
公証人任免（法務省）　四
国家試験
平成二十八年度技術士第二次試験の試験会場（文部科学省）　四
〔公　告〕
諸事項　六
官庁
建設業の営業の停止命令関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　六
会社その他
会社その他　六

省　令

○総務省令第六十七号

有線電気通信設備令（昭和二十八年政令第百三十一号）第十四条の規定に基づき、有線電気通信設備令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十六日

総務大臣　山本　早苗

有線電気通信設備令施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信設備令施行規則（昭和四十六年郵政省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号を次のように改める。

一　難燃性の防護被覆を使用し、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する場合　九

イ　地中強電流電線に接触しないように設置する場合　九

ロ　地中強電流電線の電圧が二二〇ボルト以下である場合　九

附　則

この省令は、公布の日から施行する。　九

○経済産業省令第七十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十六日

経済産業大臣　林　幹雄

特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令　一〇

特定サービス産業実態調査規則（昭和四十九年通商産業省令第六十七号）の一部を次のように改正する。　一〇

第三条中「特定サービス産業実態調査は」の下に「、経済センサス活動調査（経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第一条に規定するものをいう。）を実施する年を除き」を加える。　一〇

附　則

この省令は、公布の日から施行する。　一〇